

看護闘争ニュース

NO. 126

2008年 1月16日

夜勤中の休憩(仮眠)に、夜勤手当は支払う必要がない！

広島記念支部 30日、地労委の場で不当性を訴える予定！

国共病組

広島記念支部は、看護師の勤務時間や変形労働時間制適応職員の拡大を、協議中にもかかわらず一方的に就業規則の届けで変更しました。12月末に変更の撤回を求めて地労委にあっせん申請していましたが、あっせんの日程が1月30日と決まりました。

記念支部や、幌南支部では夜勤中の休憩(仮眠)時間に対し、夜勤手当は支払う必要がないとして支払っていません。夜勤の場合の休憩は、多くは待機的な休憩となっているのが現状です。「休憩が取れなかったら時間外を申請すればいい」と病院はいいますが、取れないこともある前提での休憩は「保障」とは言えません。

H14年2月の大星ビル事件の中で「労働からの解放が保障されること条件」「保障されていない場合は労基法上の労働時間に当たる」と最高裁は判決しています。夜勤中の休憩が無給となれば、仮眠を取った分、拘束時間が長くなり、ますます長時間労働になります。

「仮眠はとるな！」ということでしょうか？



着替え時間も仮眠時間も(労働からの解放が保障されていなければ)労働時間

◆「三菱重工長崎造船所事件」の最高裁判決

労基法32条の「労働時間」とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めいかんにより決定されるべきものではないと解するのが相当である。

そして、労働者が、修業を命じられた業務業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、また、これを余儀なくされた時は、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労基法上の労働時間に該当すると解される。

作業にあたり、作業服及び保護用具等の装着を義務付けられ、また装着を事業所内の所定の更衣室等において行うものとされていたため、装着及び更衣所等から準備体操場までの移動は、会社の指揮命令下に置かれたものと評価することができる。(労働時間に該当)

◆「大星ビル管理事件」の最高裁判決

実作業に従事していない仮眠時間(以下「不活動仮眠時間」という)が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動仮眠時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができるか否かにより、客観的に定まるものというべきである。不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということではできず、当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる。したがって、不活動仮眠時間であっても労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間に当たるといえるべきである。…

本件仮眠時間についてみるに、労働者らは、仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事が必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど、実質的に上記のような義務付けがされていないと認めすることができるような事情も存しないから、本件仮眠時間は全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価することができる。したがって、労働者らは、本件仮眠時間中は不活動仮眠時間も含めて会社の指揮命令下に置かれているものであり、本件仮眠時間は労基法上の労働時間に当たるといえるべきである。…労基法37条は、法定時間外労働及び深夜労働に対して使用者は所定の割増賃金を支払うべきことを定めている。

最高裁の2つの判例は、看護現場に大いに役立つ判例です。最近、経営採算主義から、労働条件の切り下げ、諸手当の廃止、国共のように夜勤の休憩仮眠時間の手当てまで撤廃しようという動きも出ています。

「着替えも労働時間」の判決も活かしながら、「働きつづけられる職場づくり」として、積極的に改善をせまらしましょう！

国共広島記念支部の地労委のあっせんにも注目しましょう！

看護基礎教育の方向性で論点整理

厚労省

1月18日、「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」を開く。医政局長の私的懇談会として、この方向性の論点整理を行う予定。厚労省は、「看護基礎教育の充実に関する検討会」でカリキュラムの見直しについて議論し、昨年4月に看護師教育の4単位増などの新カリキュラムを盛り込んだ報告書をまとめた。新カリキュラムは、今年度の入学生から実施する。

報告書では、「望ましい教育のあり方について、抜本的な検討を行う必要がある」として、4年制化や卒業後教育との連携を視野に入れた議論の必要性が指摘された。

懇談会では、報告書の指摘を背景に、現在の医療現場で求められる看護職員の資質や、その資質を養成するための看護基礎教育のあり方について議論をする予定になっている。

2月6(水)~7(木)日

08看護要求実現全国交流集会

記念講演「看護を語ること 今だからこそ看護の原点を」
川島 みどり氏 (日赤看護大学学部長)